

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書の一部開示とした決定は、改正前の鹿児島県情報公開条例（昭和63年鹿児島県条例第4号。以下「旧条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立人が、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成13年7月9日付けで行った開示請求に対し、実施機関は、「市街地再開発組合決算報告書承認申請書（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇市街地再開発組合）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定の上、平成13年7月26日付け建第165号で一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、補正書及び口頭による意見陳述で述べている異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

ア 清算総会の議長、議事録署名人、清算業務監事の氏名の開示を求め、更に清算総会を構成する組合員の出欠名簿の開示を求める。

イ 隠し事をせずに教えていただきたい。県は条例に基づき全部公開すべきである。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

(1) 本件対象公文書について

清算人は、都市再開発法第49条の規定により、清算事務が終わったときは決算報告書を作成し、知事の承認を得なければならないが、対象公文書は、この規定に基づき、平成13年3月に清算人から県に提出された市街地再開発組合決算報告書承認申請書である。

対象公文書の構成については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇市街地再開発組合（以下

「組合」という。)に係る決算報告書承認申請書の鑑、決算報告書、定款、清算総会議事録、清算総会出欠名簿、事業資金収支決算書、年度別事業収支表、財産目録、監査報告書、清算事務予算書・決算書、清算事務経過報告書、官報の写し及び同官報の内容を組合掲示板に掲示した文書の写しである。

(2) 不開示とした部分

ア 清算人の住所、議長及び議事録署名人の氏名、清算総会出欠名簿の個人の氏名並びに清算業務監事の氏名

イ 組合及び組合理事長の印影、清算人の印影、議長及び議事録署名人の印影並びに清算業務監事の印影

(3) 不開示理由

本件対象公文書は、平成13年3月22日に取得したものであることから、条例附則第3項の規定に従い、旧条例第8条の規定により、開示の適否を判断した。

ア 旧条例第8条第2号該当性について

本件対象公文書記載事項のうち、清算人の住所、議長及び議事録署名人の氏名、清算総会出欠名簿の個人の氏名並びに清算業務監事（組合解散後の財産及び清算人の清算業務の執行の監視を行うことを目的に置かれており、組合の定款で公告が義務づけられている理事及び監事と異なりその氏名は公表されていない。）の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることは明らかであり、また、同号ただし書の「ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報 イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報 ウ 法令等の規定による許可、届出、その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」のいずれにも当たらないことから、本号に該当すると認められる。

イ 旧条例第8条第3号該当性について

本件対象公文書記載事項のうち、組合及び組合理事長の印影は、いずれも当該法人の内部管理に属する情報であり、法人等の意思によらないでその内部管理情報が公表されることは、法人等の正当な意思、期待に反するというべきであり、正当な利益を害し本号に該当するものと認められる。

ウ 旧条例第8条第4号該当性について

本件対象公文書記載事項のうち、組合及び組合理事長の印影、清算人の印影、議長

及び議事録署名人の印影並びに清算業務監事の印影は、いずれも開示することにより悪用されるおそれがあり、本号に該当すると認められる。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年1月15日	諮問を受けた。
平成14年3月7日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成14年3月8日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
平成14年6月11日	諮問の審議を行った。
平成14年8月30日	諮問の審議を行った。(実施機関から不開示理由等を聴取) (異議申立人から意見を聴取)
平成14年11月19日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

本件対象公文書は、条例施行日（平成13年4月1日）前の平成13年3月22日に取得したものであるため、審査会は、条例附則第3項の規定により、旧条例第8条の規定に基づき、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書の性格及び内容

本件対象公文書は、前記3の(1)記載のとおり、都市再開発法第49条の規定により、組合の清算人から実施機関に提出された市街地再開発組合決算報告書承認申請書である。

承認申請書の鑑のほかに、添付書類として、決算報告書、定款、清算総会議事録、清算総会出欠名簿、事業資金収支決算書、年度別事業収支表、財産目録、監査報告書、清算事務予算書、清算事務決算書、清算事務経過報告書、解散公告（第1回～第3回）に係る官報の写し及び同官報の内容を組合掲示板に掲示した際の書面の写しから構成されている。

イ 旧条例第8条第2号本文の該当性について

旧条例第8条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、開示しないことができると規定している。

旧条例第8条第2号本文は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること。また、個人のプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、原則として不開示とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」とは、思想、宗教等個人の内心に関する情報、健康状況、病歴等個人の心身の状況に関する情報、婚姻歴、家族状況、生活記録等個人の家庭等の状況に関する情報、学歴、職歴等個人の経歴に関する情報、団体活動記録、交際関係等個人の社会活動に関する情報、所得、資産等個人の財産状況に関する情報その他一切の個人に関する情報をいう。

そこで、本件対象公文書のうち、不開示とした清算人の住所、議長及び議事録署名人の氏名、清算総会出欠名簿の個人の氏名、清算業務監事の氏名、清算人の印影、議長及び議事録署名人の印影並びに清算業務監事の印影がこの規定に該当するかどうかについて検討すると、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、本号本文に該当すると判断する。

ウ 旧条例第8条第2号ただし書の該当性について

本号ただし書では、「ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報 イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報 ウ 法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」については、本号本文に該当する場合であっても、開示しなければならない旨規定している。

そこで、本件対象公文書のうち、不開示とした清算人の住所、議長及び議事録署名人の氏名、清算総会出欠名簿の個人の氏名、清算業務監事の氏名、清算人の印影、議長及び議事録署名人の印影並びに清算業務監事の印影について、ただし書に該当するか否か検討したが、ただし書のいずれにも該当しないものと判断する。

エ 旧条例第8条第3号該当性について

旧条例第8条第3号は、「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」については、同号のただし書に該当する場合を除いて、開示しないことができると規定している。

これは、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する観点から、開示することにより、事業を行うものの競争上の地位その他正当な利益を害すること

になるような情報は、開示しないことができることを定めたものである。

そこで、本件対象公文書のうち、不開示とした組合及び組合理事長の印影がこの規定に該当するかどうかについて検討すると、法人等の内部管理に属する事項として取り扱われていることについては問題ないと考えられ、これらの情報が本号前段に該当することは明らかであるので、以下、本号後段に該当するかどうかについて検討する。

本号後段の「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、法人等の保有する生産技術上又は販売・営業上の情報や経営方針、経理、労務管理等事業を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の事業活動や事業運営が損なわれるもの。その他開示することにより、法人等の名誉、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められるものと解される。

印影については、開示することにより、法人等の経営方針、経理等が第三者に明らかになるものではないが、法人等の意思によらないでその内部管理情報が公表されることは、法人等の正当な意思、期待に反するというべきであるから、正当な利益を害すると認められ、本号後段に該当すると判断する。

また、同号のただし書に該当するか否か検討したが、ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

オ 旧条例第8条第4号該当性について

旧条例第8条第4号は、「開示することにより、個人の生命、身体、財産その他の利益の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれのある情報」については、開示しないことができると規定している。

本号は、公共の安全と秩序の維持を図る観点から、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずる情報は開示しないことができることを定めたものである。

そこで、本件対象公文書のうち、不開示とした組合及び組合理事長の印影、清算人の印影、議長及び議事録署名人の印影並びに清算業務監事の印影がこの規定に該当するかどうかについて検討する。

印影が開示されることにより、直ちに印鑑偽造等の犯罪行為が誘発されるものではないが、悪用して実際に犯罪が行われたり、行われるおそれがあることは否定できないため、偽造等が行われると個人又は法人の財産等をおびやかすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。